

○丸川珠代君 米印だとほとんど事項要求みたいなもので、本当に予算を獲得できるんですかというレベルの話なんです。ここをきっちり明らかにしないと、やっぱり今の財政に対する信頼と同じ話で、本当に厚生労働省はこれをきちんと財務省から勝ち取るのかどうかというところが不安ですね、非常に。是非このところを、税と社会保障の一体改革の議論を我々に乗ってこいというのであれば、ここもきちんとお示しになった上でどのような形にいたしますということでお話をいただかないと乗れないとはつきり申し上げます。

そして、今、税と社会保障の一体改革について、残り時間が少なくなってきたので一点お伺いしたいんですが、年金制度改革について前原政調会長が十一月二十日のNHKの番組で、いわゆる一元化ですね、厚年と共済だけではなくて国民年金も通じた一元化、こういうもの、あるいは七万円の最低保障年金について、二〇一三年度にその改革の法案を出すことを目指すとおっしゃっている。

一方で、現在、税と社会保障の一体改革の議論というのが、例えば社会保障審議会とか民主党の厚生労働部門でも議論されていると。これ、年金の改革についても医療、介護のみならず議論されていますが、これ、一部の報道ではこんな言われ方もしているんですね。この税と社会保障の一体改革は民主党がマニフェストに掲げた年金改革案を事実上撤回したものだというような評価をしているところもあって、この現在の議論とそれから二〇一三年に出そうとしている議論が一体どういうふうな方向を持って、これは同じ路線の上に乗っているのかそうではないのかということがいま一つよく分らないんです。

というのは、今の税と社会保障の議論というのは、いずれも、これは私の印象でございませうけれども、現行制度の改善というところにとどまっておまして、どうも話の内容を見ていくと、それは民主党がマニフェストでおっしゃった基礎年金、これを消費税で全部やるとおっしゃったわけですが、こういうことになってくると、今そこできいじらなくてもいいんじゃないんですかというような話をやっておられるわけですね。

例えば、パートと厚生年金の適用拡大についてなんですが、これなんて、今既にこの最低限の九万八千円というのは、御自分で払う分というのが保険料八千四十一円で、労使で折半ですから。国民年金の保険料一万五千二十円。でも、もらえる額というのは、今言った八千四十一円の保険料を自分で払っている人が六十三歳から百十二万もらって、国民年金の保険料一万五千二十円払っている人、六十五歳から七十七万円しかもらえない。もう既にこういう不公平があるわけでございませうけれども、既にあるこの不公平を更に拡大することになるんですね。

もしこういうものというのは、民主党さんがおっしゃるように、国民年金と所得比例年金分けますと、なおかつ一元化してこれは国民年金で所得比例と基礎年金を分けますよという話するんだったら、そんなこといじらなくていいんじゃないですか。九万八千円より下に下げるんだったら、不公平を拡大するだけなんですよね。

じゃ、どういうふうにしてその九万八千円以下の人から得た財源を分配する、あるいは本当に公平な給付と負担を実現するんですかということが見えてこない。小手先いじりを今やって、二〇一三年にもう一度抜本改革の法律を出すということは全く重ならないわけなんですよ、我々から見えますと。

是非、これはどういう位置付けで今の税と社会保障の改革を年金制度改革の中でやろうとしているのかと、これを最後に御答弁いただいて、終わりにしたいと思います。

○委員長（小林正夫君） 辻厚生労働副大臣。なお、時間が過ぎておりますので、よろしくお願いたします。

○副大臣（辻泰弘君） 本年六月に決定いたしました一体改革成案では、年金制度改革の目指すべき方向性を打ち出したところでございます。

具体的なことは時間の関係上割愛させていただきますけれども、新しい年金制度、民主党が掲げる新しい年金制度は私どもの一体改革成案の方向性に沿ったものでありまして、その実現に向けて検討を進めていくわけですが、当面、一体改革成案の方向性に沿って現在の制度の改善を進めていくということをごさいますして、当面の改革、そしてその後に本格的なマニフェストで打ち出している改革がその次に実現すべきテーマとしてあるということをごさいますして、いずれにいたしましても、先ほど御指摘がございましたけれども、民主党の新しい年金制度の詳細、そういったものは党の議論も必要でございますし、政府としての議論も必要でございますけれども、いずれにいたしましても、与野党の協議もいただきつつ平成二十五年の法案提出を目指して頑張っていきたいと、このように思っております。

（中略）

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

本日は国民年金法改正の審議ですが、その前に、前回の委員会で質問させていただかずであった難病対策について、審議会や厚労省で中間取りまとめが出たばかりということでのタイミングでもございますので、質問をさせていただきます。

第十八回難病対策委員会が十二月一日に開かれ、今後の難病対策の検討に当たってという中間的な整理が出され、二日には辻副大臣も含めて今後の方向性を確認したと聞いております。この中間的な整理を受けて、今後の難病対策への取組について厚労省としてどのように取り組むのかを辻副大臣にお尋ねいたします。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘をいただきました難病対策につきましては、医療費助成や研究事業の在り方等を含め、制度横断的な課題があることから、現在、厚生労働省内におきまして、私をトップとする部局横断的な新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム、また、当事者や専門家から構成される厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会のそれぞれで検討を行っているところでございます。

御指摘いただきましたように、十二月一日の難病対策委員会におきましては、委員会として中間的な整理が取りまとめられ、十二月二日の在り方検討チームでも報告されたところでございます。

今後の難病対策につきましては、昨日十二月五日開催されました厚生労働省社会保障改革推進本部の検討状況の中間報告におきましても、長期高額医療の高額療養費の見直しのほか、難病患者の長期かつ重度の精神的、身体的、経済的負担を社会全体で支えるため、医療費助成について、法制化も視野に入れ、助成対象の希少難治性疾患の範囲の拡大も含め、より公平、安定的な支援の仕組みの構築を目指す、また、治療研究、医療体制、福祉サービス、就労支援等の総合的な施策の実施や支援の仕組みの構築を目指す

と取りまとめさせていただいたところでございまして、引き続き具体的な検討を行っていきたくと考えております。

○川田龍平君 特定疾患に指定されている疾患でも、対象者が多いパーキンソン病のヤール3の症状の方など、特定疾患から外されるのではないかと日々不安におののかれているという声が多く届いています。一方で、特定疾患に指定されていない多くの難病の患者さんや家族からも悲痛な声が日々届いています。

そうした中で、しっかりと法整備も含めて検討していくことが大事ですが、そのためには、財源はこの社会保障と税一体改革と併せて検討していくことになっており、まず増税ありきとなってしまっているのではないのでしょうか。当事者の立場に立って国としてこれだけの保障をするということを示して、一定の安心を国民に与えた上で、そのためにこれだけの財源が必要となるので増税も含めて検討するというのならばまだ理解もできますが、増税してから何をするか決めるというのでは、順序が逆であるばかりではなく、広く負担する国民にも理解されず、患者さんには不安が広がるばかりです。

辻副大臣がライフワークとしているこの難病対策について改めて決意表明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 難病患者の方々、重篤かつ慢性の症状に苦しみ、治療法が未確立のため、患者、家族の医療費負担は長期かつ極めて重く、また希少性なるがゆえに社会一般の理解も得られにくいなどの問題を抱えて、今日も苦しんでおられる方も多くおられるところでございます。

御指摘にもございましたけれども、社会保障・税の一体改革におきまして、難病医療費の支援の在り方を検討する旨が盛り込まれているところでございまして、昨日開催されました推進本部の中間報告においても難病対策をしっかりと位置付けるということにさせていただいたところでございます。

私も、御指摘もいただきましたけれども、政治とは何ぞやと言われたら、やはり政治とは人間の幸せの追求だと、このように私はいつも思っておりますが、その一つの形が社会保障や難病対策だと、このように思っております。御指摘もしっかり踏まえさせていただいて、省として、また個人としてもしっかりと取り組んでいきたい。やはり政治が光を当てるべき課題であり、また超党派的にも取り組んでいく課題だと、このように思っておりますので、また委員の御助力もいただきながら頑張っていきたいと思っております。

○川田龍平君 是非よろしく申し上げます。

それでは、国民年金改正法の質問に移らせていただきます。

民主党はマニフェストに掲げている最低保障年金の法案を再来年に出すとのことですが、審議会の議論と並行して、民主党の年金ワーキングチームの会合や厚生労働省の社会保障改革推進本部などで次々に提案が出され、本格的議論が始まっているようです。しかし、その議論の過程が国民に十分に示されているとは到底思えません。しっかり情報公開しなければ国民の理解は得られません。

最低保障年金を導入した場合、国庫負担はどれくらいになると想定しているのかお示してください。あわせて、最低保障年金を入れた場合も年金の国庫負担二分の一を続けるつもりなのかも教えてください。

○副大臣（辻泰弘君） 民主党のマニフェストにおきましては、所得比例年金と最低保障年金の組合せから成る一つの年金制度に全ての人が加入することを目指しているところでございます。

最低保障年金の支給に必要な財源規模がどの程度となるかは、最低保障年金を減額したり支給しないこととする基準点をどうするのかというような問題ともかかわっているところがございます。この点も含めまして、新しい年金制度の詳細につきましては、今後の民主党における議論も踏まえて、政府としても引き続き検討を進め平成二十五年の法案提出を目指していきたいと、このように考えているところがございます。

なお、現行制度から新制度への移行には相当長い期間を要することが想定されるわけでありまして、その間は現行の基礎年金からの給付も引き続き行われるわけでありまして、引き続き基礎年金の国庫負担二分の一を確保することは重要だと考えております。この観点から、現行の基礎年金について、その安定的な運営を確保するために国庫負担二分の一を実現することが必要であり、不可欠であり、その実現に取り組んでいきたい、このように考えております。

○川田龍平君 先日、十一月三十日の衆議院の厚生労働委員会で、公明党の坂口委員の、年金改革の財源や給付について数字を示すようにとの質問に対し、辻副大臣は、与党に聞いてみたいと答弁されていますが、聞かれた結果はどうだったのでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 最低保障年金の支給に必要な財源規模がどの程度となるかは、先ほども申し上げましたけれども、最低保障年金を減額したり支給しないこととする基準点をどうするのかという問題ともかかわっていることとございますが、この点も含めまして、新しい年金制度の詳細については民主党内でも検討中であるというふうに伺っております。

年金改革の財源規模について具体的に示せるような固まった数字はないということを知っておりますけれども、引き続き民主党内における検討状況を見守っていききたいと、このように思っております。

○川田龍平君 これ、さっきの十一月三十日の審議では、前の内閣ではこういった数字が出ていたという話も出ていました。小宮山大臣は副大臣だったんですが、それについて聞いていますか。

○国務大臣（小宮山洋子君） 申し訳ありません、副大臣のときに私、労働担当の方で、こちらは担当しておりませんでした。

そのときも幾つかの試算はしておりましたけれども、現状として、さっき副大臣がお答えしたように、どこを基準点にして、どれだけ減額をし、どこで支給しないようにするかという制度設計自体によるので、今は固定した数字ではなく、今検討中と聞いています。

○川田龍平君 その試算した数字も含めて是非出していきたいと、情報公開していただきたいと思っております。

最低保障年金以外にも、年金の一元化や三号被保険者の問題など、公平性の観点から現在の年金制度は多くの問題を抱えていますが、どういうスケジュールで一つ一つ解決していくおつもりなのでしょうか。民主党のマニフェストでうたわれていることのみならず、数多くのひずみがある中で、一体全体としてどのように年金制度を改革していこうとしているのかが非常に分かりにくいです。国民に分かりやすいように説明していただけないでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 民主党が掲げております新しい年金制度につきましては、その実現に向けて検討を進めていくわけですが、新しい年金制度の創設には現在の年金制度を抜本的に改めるということになるわけですので、当然のことながら国民的な合意が不可欠でございます。

一体改革成案におきましては、新しい年金制度の方向性と骨格を示して、国民的な議論や環境整備を進めて実現に取り組み、平成二十五年に法案を提出すると、そういった方針を出しているところでございます。

しかしながら、新しい年金制度に移行するまでには四十年以上の期間が必要でございます。移行期間中は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなるわけであり、当面は、年金制度改革の目指すべき方向性に沿って制度の改善を速やかに進めていくということにしているところでございます。

また、昨日、一体改革の社会保障改革部分について厚生労働省としての現段階の検討内容を取りまとめたところでございますけれども、この中におきましては、現時点での整理ではございますけれども、来年の通常国会に提出する方向で検討する事項と引き続き検討を行っていく事項との整理を行っている次第でございます。

今後、国会への法案提出に向けて議論を進めて、国民の皆様方にも説明する、その姿勢を持って頑張っていきたいと思っております。

○川田龍平君 先ほど指摘させていただいた問題点の中で一例を挙げさせていただきますと、年金保険料の全額免除期間を満額の二分の一として年金額を計算することを今後も続けていくのはもちろん重要なことですが、低所得者加算については、免除者や未納者、また、低所得で免除申請すれば免除できたにもかかわらず国民の義務として保険料を全額納付してきた方もいらっしゃいます。

そうした方へどのように公平性を担保するつもりなのでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 一体改革成案におきましては、低年金・無年金者問題に対応し、最低保障機能を強化する観点から、年金分野の検討項目として低所得者への加算が盛り込まれているところでございます。その具体的内容については、現在、社会保障審議会年金部会で議論をさせていただいております。

年金部会の議論におきましては、低所得者等への加算について、低所得者の範囲を適切なものとする、未納者とこれまできちんと手続を取ってきた方を区別して考えるなど、保険料納付意欲を阻害しないような制度設計が必要だと、こういった意見をいただいているところでございます。

こうした点を踏まえながら、具体的な内容につきまして引き続き検討を行いまして、税制の抜本改革とともに、来年の通常国会への法案提出を目指していきたいと考えております。

○川田龍平君 次に、年金制度の抜本改革について質問させていただきます。

財源の問題を復興債発行で先送りし、将来的な増税で解決するのでは、安心、安定の年金制度にはなりません。今回のような小さな改正を続けていかないと済むように抜本改革があるのではないのでしょうか。できるのでしょうか。

まずは、財源確保として、財務大臣から総理になった野田総理の意向ばかりが反映されるのではなく、国民が納得できる説明責任をまず果たしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 基礎年金国庫負担二分の一を恒久化することは、年金財政の長期的、安定的な運営のために不可欠でございます。また、平成二十四年度から税制の抜本改革により安定財源の確保が図られるまでの間の国庫負担についても二分の一とすることが必要だと考えております。

この期間の国庫負担につきましては、今次法案に対する衆議院の修正によりまして、必要な税制上の措置を講じた上で基礎年金給付への二分の一と三六・五%との差額を国庫負担とするよう、必要な法制上、財政上の措置を講ずるものとされているところでございます。また、社会保障・税一体改革成案におきましても、税制の抜本改革を実施した場合に得られる財源の使途として、税制抜本改革実施までの分を含めた基礎年金国庫負担二分の一が挙げられているわけでございます。

厚生労働省といたしましては、基礎年金国庫負担二分の一を確実に維持して年金制度を長期的に安定したものとするためにも、消費税率の見直しを始めとする社会保障と税の一体改革の実現に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

(中略)

○福島みずほ君 是非進めてください。

亡くなった方の年金支給についてお聞きをします。

年金は死亡した月まで支給することになっている。偶数月の十五日に前月までの二か月分の年金を支給するため、例えば九月に亡くなった方は、八月分、九月分がまとめて十月に支払われることになると。しかし、九月まで生きていたにもかかわらず、この八月、九月分を十月になって支払われることから、国は返還するよう求めているのが現状です。このことの改善ができないでしょうか。例えば、相続財産管理人にもこれは請求権はありません。この改善をしていただきたい。いかがでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 年金は、その方がお亡くなりになるまで終身で所得を保障するものでありまして、法律上、年金を受ける権利は他人に譲り渡すことができない本人限りの権利とされております。そして、受給権はお亡くなりになるまでの権利ですので、相続の対象とはならないというふうにされているところであります。ただし、例外的に、死亡した月までの分の年金について、死亡した方と生計を同じくしていた一定の御遺族に限り、請求に基づきその年金を未支給年金として御遺族の名義で受け取れる仕組みとなっております。

委員のお考えは、毎月一日に生存している方について一日にお支払いすべきとの御意見かと思うわけでありまして、年金支給のシステム上、実際に支払がされる日の約一か月前には給付の事務処理がスタートをしている必要がございます。このようなことから、一日に生存している方について一日にお支払いすることは困難であるなど、年金の支給までに一定の期間を要することについて御理解をいただきたいと思っております。

また、財産管理人の御指摘もあつたわけですが、先ほども申し上げましたけれども、年金は、年金を受ける権利は他人に譲り渡すことができない、御本人限りの一世専属の権利とされているところでございまして、一般の財産とは異なり相続の対象となるものではないと、このようにされているところでございます。

このような基本的な考え方の中で、死亡した月までの分の年金については、死亡した方と生計を同じくしていた配偶者や子供など一定の遺族がおられる場合には、御本人限りに対する例外として未支給年金という位置付けでその御遺族にお支払いする仕組み

となっているところでございます。

未支給年金を請求できる御遺族とは、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹と、このようになっているわけですが、このように未支給年金を請求できる方がおられない場合には、本人限りである年金もこの未支給年金もいずれも受け取ることができる方がいないこととなりますので、死亡後に口座に振り込まれた年金に相当する金額を御返還いただくことになると、こういうこととございます。

世帯構成が多様化し、生計を同じくする御遺族がいないケースもあるとは考えられますけれども、財産管理人などに未支給年金の支給対象を拡大することについては、年金が御本人限りの一身専属の権利とされていることや民法上の扶養義務の範囲などとのバランスも踏まえた慎重な検討が必要である、このように考えております。

○福島みずほ君 一定の家族については認められるという、そのことは分かるんですが、だとしたら相続財産管理人まで拡大できないかというふうに思ったわけです。つまり、相続財産管理人も、例えばガスが未払だとか葬儀費用が掛かるとかいろんな中で、全部相続財産管理人がきちっと選ばれているわけで、ある程度生計を同じくした者が負担しなければならないものも相続財産管理人は出費をしなければならないわけですから、是非検討をよろしく願いいたします。よろしいですか。

○副大臣（辻泰弘君） 法律の専門家である委員に釈迦に説法でございますけれども、この未支給年金の法的位置付けに関しましては平成七年十一月七日最高裁判決がございまして、相続とは別の立場から一定の遺族に対して未支給の年金給付の支給を認めたものであり、相続の対象となるものではないことは明らかであると、こういった判決が出されているところでございまして、こういうことに準拠して先ほど申し上げたような論理展開になっているわけですが、御意見も今後検討していきたいと思っております。

(中略)

○石橋通宏君 ありがとうございます。是非そういうふうに対応していただきたいと思えます。

それでは、法律案の質問に入りたいと思えますけれども、今日午前中に各委員の皆さんから様々な論点、質問がなされました。

一つは、今大臣の方からも、昨日、推進本部があつて、大きな案が出てきたということもありましたけれども、やはり改めて、今日の午前中の議論も聞かせていただいても、どうもやっぱり国民の皆さんに、民主党がマニフェスト以来お約束をしてきたいわゆる長期的な年金制度の改革というものと、当面、来年の通常国会への提出を目指している現行制度の改善という部分のすみ分けとか区分けというのがいまいちやっぱ理解をされていないのかなという気がしています。

そこをまず理解していかないとなかなか議論が進んでいかないのかなと思うんですが、これは辻副大臣に、是非、改めてこの点について、民主党が目指す長期的な年金制度の抜本改革のところと現行の制度の改善のところとその辺の違いについて分かりやすく説明をいただければと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 民主党の年金制度改革というものの主張を私なりにお訴えする場合にどういうふうに申し上げているかということにもなるわけでありますけれども、やはり同じ国民であるときに、やはり同じ給付と同じ負担の体系の中にできれば位置付けられるべきだと、このような思いの中で、一元化、すなわち公平、平等の価値の追求としての公的年金制度の一元化というものが一つ大きな柱であったと思います。

そして、安心、安定の価値の追求という意味からの最低保障機能、そういった強化するという立場からの最低保障年金の創設ということがございました。また、公正の価値というものを追求する、そういった中での納税者番号制度、今日的には社会保障と税の番号制度でありますけれども、そういったものの創設や、歳入庁という中での一元的な歳入の管理、行政というものも位置付けられていたと思っております、そのような民主党の掲げてきた年金制度改革の大きな方向性、理念を持った制度改革、それが将来の私どもの目標であることは間違いないわけでありますけれども。

しかし、同時に、その制度が完成する、完結するにはまだ四十年掛かるということにもなるわけでありまして、その過程においては新年金制度と現行の制度が混在するという状況もあるわけでありまして、そういった意味では、現行制度の中でのやはり改善というもの、その新年金制度の理念の方向に向けてではあるけれども、しかし当面の現行制度の中でも改善を図っていかねなければならない、こういったものもあるわけでありまして、そういった見地から、新しい年金制度の創設ということで掲げさせていただくと同時に、現行制度の改善ということで一体改革の中で位置付けているところでございまして、具体的なことはまた御質問があればお答えしようと思っておりますけれども、大きく言いますならば、理想に向かっての第一歩が現行制度の改善であり、それを来年の通常国会に法案として提出させていただき、かつ将来に向けての理想的な、私どもが掲げてきた年金制度の抜本改革、新しい年金制度の創設については二十五年に法案を提出させていただきたいと、このように思っているところでございます。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

結局、ポイントは新制度、これをしっかりとつくっていく。これは二〇一三年通常国会目指してつくっていくわけですが、これができたとしてもすぐに全ての国民の皆さんが移行するわけではない。移行には四十年、前倒ししても三十年は掛かるわけで、その間は現行制度が国民の皆さんの安心、安全を支えていくんだということの下で、やはり現行制度をより皆さんに安心していただける制度をしっかりと維持確保していくということが必要なんだということから、我々は今、現行制度の改善ということ、そして国庫負担二分の一、これをしっかりと財源を確保していくと、そういう議論をさせていただいているんだというふうに思っています。

その前提で、今日これも午前中に議論になりましたけれども、国民の皆さんがやっぱり一番不安なのは、じゃ果たして現行制度の年金財政が本当に安全なのか。午前中しっかりとこれ、大臣からも、いや、大丈夫なんだと、二〇〇九年の財政検証でもしっかりと検証して、向こうずっとしばらく安全な状況があるということでお話をいただきました。この点について改めて、年金財政は大丈夫なんだということについて、副大臣、説明をお願いします。

○副大臣（辻泰弘君） 数値にわたる部分もございまして、若干ちょっと長くなるかもしれませんが、御答弁申し上げたいと思います。

年金財政は長期的な収支で判断されるものであることから、少なくとも五年に一度、長期的な年金財政の見通しを作成し、給付と負担の均衡が図られているかの検証を行っているところでございます。直近の平成二十一年二月に行った財政検証におきましては、



将来にわたって年金財政の給付と負担の均衡が図られていることが確認をされているところでございます。

このうち、積立金の運用利回りについては、年金の給付額は基本的に名目の賃金率に連動して増減するため、名目運用利回りの実績がこの賃金上昇率をどの程度上回るかが年金財政にとって重要なものでございます。そういった中で、二十一年の財政検証での数値もあり、また長期的な数値もあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、御質問に端的にお答えいたしますとするならば、年金財政上必要な運用利回りは確保されていると、このように判断しているところでございます。

一方で、平成二十一年に行われました財政検証後の財政状況についてこの二年間の実績を見ますと、平成二十一年度は運用状況が良好であったことから、年度末の積立金は財政検証の際の見込みよりも約四兆円上回っているわけでありまして、一方で平成二十二年度は、現在集計中でありまして、賃金上昇率が伸び悩んでいることから、見込みよりも若干積立金が下回ることが想定されると、こういう状況でございます。

申し上げましたように、直近の二年の実績を見ますと、プラス方向に乖離している年もあればマイナス方向に乖離しているという年もあるわけでありまして、現時点で年金財政が大幅に悪化しているものではないと、このように判断をいたしております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

一つ確認をさせていただきますけれども、前回、衆議院の方でこの法案審議が行われたときにこの辺の説明がありまして、平成二十二年度までの十年間の収益、累積の収益額は約二十三兆円のプラスだったと。今日の午前中では、これが約十九兆円という説明でした。これは直近の数字で、マイナス三・七兆円の運用益の損失が出ているということをお話だったというふうに思っています。

そうしますと、今御説明があったように、これはプラスマイナスがあって、長期的な観点でちゃんと検証どおりになればいいということだと思いますけれども、そうはいっても、今のヨーロッパの状況、世界経済の状況等々を見ますと、今後運用状況が大幅に改善してくるということはちょっと考えづらいかなというような状況にもあって、とりわけこの損失のかなりの部分が欧州株のマイナスによる損失だというふうに説明がされているところから考えると、これはひょっとしたら当面続くかなというふうな懸念もあります。

その意味では、先日、仕分がやられたときにも、今のようなこういう世界経済の状況の中で財政検証をもうちょっと頻繁にやった方がいいのではないかと、今五年に一度やることになってはいますが、よりちょっと頻繁にやった方がいいのではないかと、というような説明もあったわけですが、済みません、ちょっと質問通告から若干外れますけれども、この件についてはどういうふうにお考えでしょう。今後引き続きしっかりと年金財政の健全性を保っていくために財政検証をもうちょっと頻繁にやるべきではないかという意見に対しては、どういうふうに説明をされるのでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 先ほども申し上げましたけれども、年金財政は長期的な収支で判断されるものでございます。このため、現行法の規定に基づきまして、少なくとも五年に一度、将来の人口や経済の前提を設定した上で長期的な年金財政の見通しを作成し、給付と負担の均衡が図られているかの検証、いわゆる財政検証を行っているわけでございます。

年金財政の長期的な将来見通しを作成するためには、将来の人口推計と物価や賃金、運用利回り等の経済の見通しを見込む必要があるわけでございますけれども、まず、将来の人口推計につきましては、五年に一度行われる総務省国勢調査の結果を基礎として

推計が行われているためにその公表も五年に一度となっていること、また、経済の見通しについても、経済状況の長期的な動向がどのように変化しているかを見極めつつ人口推計の影響を受ける労働力人口の見通し等も踏まえて検討を行う必要があることなどから、財政検証を毎年実施することは困難だというふうに判断しているところでございます。

○石橋通宏君 今御説明をいただいたことで、やはり財政検証としては五年に一度の人口推計、これをしっかりと見極めた上でやっていただくということだというふうに思っています。

是非、今後とも国民の皆さんに安心していただけるような年金財政、これをしっかりとやっていただきたいと思います。その意味で、今回の国庫負担二分の一、これは小宮山大臣もずっと説明をしていただいておりますように、この法案というのは基礎年金を長期的に安定させるために何としても必要な法案だという説明をいただいているところです。

改めて、今日これもちょっと午前中に出たところですが、それでも、じゃ、この法案が通れば安定的に確保されたと考えていいんだねということをやっぱり国民の皆さんは一番知りたいところなんだと思うんですけども、そういうふうにとしっかりと説明をさせていただいてよろしいのでしょうか。この法案が通れば、二分の一、長期的に財政安定なんだというふうにとしっかりとさせていただきたいと思いますが、どうでしょう。これは、では大臣、お願いします。

○国務大臣（小宮山洋子君） 私が申し上げたことへの御質問ですので、私から答えさせていただきます。

もちろん、基礎年金国庫負担二分の一、これは年金を長期的、安定的に運用するために必要ということで出しているものでございますが、必要な法制上の措置、税制の抜本改革、これが通りましたら恒久的に安定な財源になる。午前中から議論がございましたように、その間をどういうふうにつないでいくのかという話がございましたので、そこもしっかりとつながるように、厚生労働省としては財務省とも協議をしていきたいと思っておりますが、これが通れば全て大丈夫かという、そのつなぎの期間というのがございますので、そここのところが安定できますように、しっかりとこれからも法案の審議、また予算の折衝で国民の皆様が安定できると納得していただけるように全力を挙げていきたいと思っておりますし、各党の皆様にも御協力をお願いしたいと思っております。

○石橋通宏君 これも午前中に指摘がありましたけれども、やはり今大臣から説明をいただいたように、今回の法案、消費税増税の予約ではないかというような御批判もあるわけですね。

やっぱり一番皆さんが心配されておりますのが、これは消費税の増税というか税制の改正というのが前提になっているわけですが、今のような経済状況、とりわけデフレがこれだけ長い間続いている中で、増税増税ということになってしまったときに、かえって景気を冷やしてしまう、かえって税収が伸びないのではないかと、そういうような懸念もあるわけですね。これに対して、では政府はどうしっかりと、いやそうではないんだという説明をするのか、それがやはり重要なポイントだと、国民の皆さんに納得をいただけることが重要だと思っておりますが、これは副大臣にお聞かせいただくのがいいのかなと思っておりますが、このデフレ下の増税では景気を冷え込ませてしまうのではないかと、ということに対してどう説明をされるのでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 委員御指摘のように大変重要なポイントであり、大事な政策課題、政策ポイントだというふうに思うわけでありましてけれども、まずやはり基本論として、現在の社会保障制度は五十年前に基本的な枠組みができたわけでありましてけれども、人口構造の変化などその後の社会経済情勢の変化に十分対応できていないという現状があります。また、将来に対する不安から、国民の皆様の間に消費を抑制する動きも見られるわけでございます。

このような社会保障制度を改革し、必要な社会保障の機能強化と持続可能性の確保を図り、国民一人一人の安心感を高めていくことが消費の喚起等、経済成長にとって重要なポイントではないかと、このように考えております。

経済に与える影響を具体的に示すということはなかなか難しいことがあるわけでありましてけれども、一体改革の実現に向けて取り組むことによりまして、社会保障給付の安定財源確保と財政健全化を同時に達成して、社会保障改革と経済成長との好循環を実現していきたい、このように考えております。

○石橋通宏君 今非常に重要な点を指摘をいただいたと思いますが、やはり国民の皆さんの将来的な安心というのをどう確保していくか、これは政治の責任として確保をしていくのか。皆さんに将来安心していただければ、皆さんも今使えるお金を安心して使っていただける、それがなければ消費の拡大はあり得ない、デフレの回復もあり得ないということだと思っています。

その意味では、是非しっかりと、これも午前中に議論になったところですが、まずどう安心をつくるのかということをしかりと国民の皆さんに示していただいて、そしてそのためにどういう負担の構造を変えていくのかということ。順番を逆にならないように、その辺をしっかりと対応いただきたいというふうに考えております。

それで、先ほど、現行の制度の改善のところ、今の年金の財政は安心なんだというふうな御説明をいただきました。これも国民の皆さんからよく聞かれるのは、年金の財政が今はもうしっかりと安定的で安心、健全ならば何で現行制度の改善が必要なのか、いいじゃないかということも併せて聞かれるわけです。この点について、とりわけ、なぜ今現行制度の改善が必要なのか、どこのところが一番改善していかなければならないのか、改めて幾つか具体的に、一番重要なポイントを、副大臣、御説明をいただけますでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 先ほども申し上げておりますけれども、年金財政については、法律の規定に基づきまして、少なくとも五年に一度、長期的な年金財政の見直しを作成して、給付と負担の均衡が図られているかの検証を行っているところでございます。直近の財政検証では、将来にわたって給付と負担の均衡が図られていることが確認されていると、先ほど申したところであります。

しかし一方で、現在の年金制度は、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく変化している中で、産業構造や労働市場の変化に対応できていない、また最低保障機能が低下しているなどの課題を抱えているわけでございます。

このような現在の年金制度を取り巻く諸課題に対応していくために、一体改革成案におきましては、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度、また最低保障機能を有し高齢者の生活の安定を図ることのできる制度、さらに国民から信頼され財政的にも安定した制度といった年金制度の目指すべき方向性を示して改革に取り組むことにしているところでございます。

昨日も厚生労働省として現段階の検討内容を取りまとめたところでありますけれども、現時点での整理として、来年の通常国会に提出する方向で検討する事項と引き続き

検討を行っていく事項との整理を行ったところでございまして、今後、国会の法案提出に向けて優先して議論すべき事項から精力的に議論を進めて結論を出していきたいと、このように考えております。

○石橋通宏君 今説明をいただきましたように、私はやはり現行の制度の一番大きな問題は低年金、無年金の方々の増大ではないかと。つまり、まさに今副大臣が御説明をいただいた産業構造、雇用構造の変化に現行の年金制度が付いていっていないと。そのために残念ながら社会保障機能からはみ出てしまった人たちが大勢いる。そういう方々が無年金になり、低年金になり、本当に苦しい生活をされている。そういうところでどう現行の制度をきちんと対応させていくかという、まさにこれが問われているんだというふうに考えています。

その意味では、今日説明がありましたけれども、特例水準の解消について、これをやるんだという御説明がありました。これは、二・五兆円の部分、これを解消していかないとマクロ経済スライドの発動もできないけれども、そもそもマクロ経済スライドをどう考えるかという議論も当然これはあるわけですが、そうすると、私が一番心配するのは、まさに今言われた最低保障機能のところをどうしっかりと担保しながらこの特例水準の解消をやるのかということセットで考えないと、特例水準の解消だけ先行してやってしまったら、まさに本当に年金だけで生活をしていただいている方々、また基礎年金だけで受け取られている方々の平均は四万九千円ぐらいだというふうに聞いております。三万円台しか受け取られていない方がかなりいらっしゃいます。こういった本当に低年金で生活をされている方々のところの影響というのはやはり非常に大きいということ前提に、そういう皆さんの生活をどう支えていくのか、これを併せてやるべきだというふうに私は思いますが、この点について改めて考え方を御説明をいただければと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘いただきました観点、しっかりと踏まえて行政に当たっていかねばならない、このことはまず申し上げておかなければならないと思えますけれども、年金という角度から見ますと、現在支給されている年金額は、御承知のとおり、過去の物価下落時に特例的に年金額を据え置いたことから、法律上、本来想定している年金額と比べて二・五%高い水準となっていると、こういう経緯があるわけでございます。

そして、急速な少子高齢化が進行する中で、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう給付水準を本来の水準に戻して年金制度の長期的な安定を確保することから、一体改革成案ではこの特例水準の解消も含めてデフレ経済下における年金財政安定化方策の在り方について検討することとされたわけでございます。

厚生労働省といたしましては、この一体改革成案を踏まえまして、単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の生活の安定を図ることのできる制度を目指すことといたしまして、この観点から、低所得者への加算あるいは受給資格期間の短縮などが検討項目として挙げられているところでございまして、これらのことの検討を重ねまして、来年の当面の改善としての法案提出、また中期的な、引き続き新たな年金制度の改革、それにつなげていきたいと、このように考えております。

○石橋通宏君 確認させていただきますが、そうすると特例水準の解消と最低保障機能の確保、これはセットで通常国会に提案をしていただけると。どっちかを先行して、特例水準の解消だけを先行してやるのではないということよろしいでしょうか。確認です。

○副大臣（辻泰弘君） その点はまだ、最終的な方針というものがまだ確定していない状況でありますので、そのことについては今こうだと言える状況ではございませんけれども、御趣旨はしっかり体して取り組んでいきたいと思えます。

○石橋通宏君 是非よろしくお願いをいたします。

それで、もう一点重要なところなんですけれども、被用者年金の一元化について考え方を聞かせていただきたいと思えます。

これも、成案の中でも被用者年金の一元化は出てきていたわけなんですけれども、来年の通常国会に向けて被用者年金の一元化は実施する方向で提案をされるということですよ。まず、その点を確認させてください。

○副大臣（辻泰弘君） 被用者年金の一元化につきましても、民主党の大きな政策、主張の柱でもございましたし、政府の一体改革にも盛り込んでいる課題でございます。そういった意味で、来年の法改正に向けて取り組んでいきたいと、このように思っております。

○石橋通宏君 改めて、この被用者年金の一元化、なぜ必要なのか、なぜ実施をしなければならないのか、その被用者年金の一元化の考え方、目的について説明をいただけますでしょうか。

○副大臣（辻泰弘君） 私どもといたしましては、年金制度は働き方やライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度としていくことが必要だと、このように考えているところでございます。そういった意味で、被用者年金の一元化は、このような年金制度の目指すべき方向性を踏まえつつ、年金制度の安定性、公平性を確保し、国民の信頼を高めるために実施するものであり、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向で行うことによりまして、民間の被保険者また公務員等を通じて同一保険料、同一給付を実現する、そのような考え方に立つものでございます。

一体改革に掲げられました被用者年金の一元化はそのような意味で大変重要な課題であると考えているところでございまして、厚生労働省といたしましては、平成十九年の法案をベースに関係省庁と調整をしながら、来年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討し取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

○石橋通宏君 今、平成十九年の法案に即してということと言及をいただきました。そうしますと、いわゆる共済年金の三階部分、職域加算の部分の扱いについて、これも平成十九年の法案に書かれていたことに即してやられるということによろしいのか、その辺の確認をさせてください。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘の三階部分について、職域加算の部分についての対応というのはまだこれからの検討課題でございますので、今の段階で結論的なことを申し上げることはできないと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、被用者年金の一元化、公的年金制度の一元化ということで取り組んでいかなければならないと、このように思っております。

○石橋通宏君 今この段階ではというお話でしたけれども、平成十九年、当時自公政権下で出された一元化法案、ここではいわゆる公的年金としての三階部分、職域加算の部分は廃止をするけれども、やはりまさに先ほど一元化の目的、何のために一元化をやる

のかという目的のところでは辻副大臣が言われたとおり、これは、民間で働いていようが公務部門で働いていようが、やはり被用者の皆さんみんな同じ保険料で、同じ給付で、そして同じ備えで老後を安心して暮らしていただける、それがまさに年金の目的で、そういう年金をつくるんだ、そのための一元化なんだということだと思っています。

その意味では、じゃ、一元化をしたときに、当然民間の皆さんでは、いわゆる企業年金、三階の部分のをこれをしっかりとつくって安心、安全の年金というものをつくられてきているわけです。そういう意味からいけば、一元化した後も同じように公務部門で働いている皆さんについては安心、安全の年金をどう新しい制度の下でつくっていくのかということについては、これはやはり当事者の皆さんも含めて、そして関係省庁の皆さんも含めて、やはりオープンにしっかりと議論をしてどういう制度をつくっていくのかという議論をすべきだというふうに考えておりますが、副大臣、そういう考え方についてどうお考えになるかを率直に教えてください。

○副大臣（辻泰弘君） いわゆる共済年金の三階部分について、民間の企業年金との対比の中での公平性といいますか平等性といいますか、そういった角度からの御指摘だと思うわけでございます。

当然、民間準拠という考え方からするそういった論理もあろうかと思えますし、必ずしもそうでないという御主張もあろうかと思えます。そして、平成十九年のときには、三階部分、職域部分を廃止するという方針になっておりましたけれども、新たな三階の年金については、平成十九年中、当時でございますけれども、検討を行って、別の法律を設けて職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨の規定が附則に盛り込まれたというのが十九年の法律だったわけでございますけれども、どういう形でそれとの継続性を図るのか、あるいはそれとはまた違った形で考えていくようなこともあるかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、一元化の問題についてはまだ、現行、その共済の三階部分について結論が出ているわけではございませんで、ただいま検討中でございます。

○石橋通宏君 是非平成十九年のその法案の趣旨を踏まえていただいて、また関係する皆さんにも是非しっかりと協議の場をつくっていただいて、本当に安心して暮らしていただける、そういう年金制度が民間の皆さんにも公務員の皆さんにも併せて提供されるように議論をしていただきたいと思います。 …（以下略）